

＜多機能型事業所：生活介護／就労継続 B 型＞  
多機能型事業所 童里夢  
令和 6 年度 事業計画書

法人理念 “共に汗し、共に笑い、共に語ろう”

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ、社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりをおこなうことです。
4. 障害者の未来を明るくものとするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。 <理念の 4 つの柱>

人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。障害を持つ人も持たない人も互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現していける場でありたい。

共感と共生の社会創りを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立（律）の様々な形を探求する。また、一人ひとりの持っているストレングス（本人の強み）に着目し、得意なことを伸ばす視点での支援、環境設定を行なう。

## 童里夢のテーマ・・・『協力、助け合い、チーム力の向上』

### 1、事業運営

利用者が安心安全に過ごせる環境を整え、好きなこと、得意なことを生かして生産活動で活躍し、明るく楽しい事業所となることで、利用者が毎日来たいと思える場所になるように努めていきたい。そのためにも職員人材の確保をして一人ひとりの支援力、想像力の向上、そして助け合い、協力することでチーム力の向上に努め

ていきます。生産活動中心の取り組みの中で、利用者の年齢も上がってきており、作業に関わることが難しくなっている利用者、難しくなりつつある利用者もいることで従来の作業、余暇活動の内容を通常の時でも作業を伴わない取り組みを検討し取り入れていく。

### 2、重点課題

#### (1) 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

「生活介護事業所奏楽」、「共同生活支援ばあとなあ」、「地域生活支援センターすたあと」の法人内の各事業所との連携をより深めていく。また、事業所間の兼務により事業所内外での調整、協力、支援体制を整えていく。

安定した運営体制（業務分掌、職務・職責）、作業班体制（生産活動、職員体制）をしていくためにも人材の確保、そして安心して働ける環境、相談できる雰囲気を作り出し働きやすい環境づくりをおこなう。

## (2) 利用者サービスの充実

生産活動を重視した生活介護事業所であることもあり、生産活動と利用者支援のバランスが崩れてしまいがちであった。繰り返すではあるが「生産活動中心」の業務内容から、「生産活動は利用者支援をするための手段」であることを職員間で認識し、利用者支援と生産活動のバランスがとれた支援体制の見直しを継続し取り組んでいく。また、利用者の高齢化、障害の重度化を踏まえた取り組みとしてウォーキング（石巻山）、作業班、事業所間の垣根を超え、調整をしつつ継続して取り組んでいく。

社会情勢や地域社会等注視しつつ、どんな利用者でも活躍できる場所、役割づくりを支援の最優先とし利用者個々のやりがい、達成感を大切に共に汗を流すことで喜びとなるよう支援する。

余暇活動としてクラブ活動（奏楽との合同クラブ、童里夢独自のクラブ活動）や活動日（童里夢全体、各作業班）、誕生日活動等の設定を行い、楽しく共に笑い、生活支援の充実を図る。

利用者の様々なニーズを引き出すためにも日常の観察、共に語る、ことで新たな発見が生まれより充実した生活が送れるよう支援する。

## (3) 人材育成/支援力の向上

利用者一人ひとりの障害特性、個性を理解し、また重度者、強度行動障害の方、加齢等さまざまな特質を把握したうえで支援環境、体制を整えていく。そのためには職員の成長が必要であり、法人内部研修だけでなく、外部研修への参加、WAB 講義（サポカレ）を用いて職員一人ひとりのスキルを高めていく。

また、利用者への虐待防止、不適切支援の根絶を目指し、個人での意識化、チームとしての意識化、研修へ参加し、よりよい支援を目指し利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組む。法人内の職員全員が参加する全体研修（年4回）や、委員会活動を通して、権利擁護、合理的配慮、虐待防止、BCP（事業継続計画）、リスクマネジメント等に関する基本的知識の浸透、意識の向上を図る。利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で検討し取り組む。

全職員対象の面接を基本とした人事評価制度にて、職員ひとり一人を認め励ますこと、PDCA サイクルで長期的に取り組む、個々の職員のスキルアップを目指す。事業所内の各種会議（職員、支援、作業班等）や、職員の個人面談を通して、事業所の役割、個々の役割、目指すべき方向性を確認しチームとして支援を行う。

## 3、生活介護事業の事業展開

生産活動（作業支援）を日中活動の基本とし、利用者一人一人の希望や思い、また、障害の重さ、障害特性にも配慮しながら、日中活動種目・内容の充実を図り、支援者が各作業班（生産・日中活動種目）の課題・目標を共有し事業所全体で協力体制を整えていく。

#### ◆釜めし専門店 くう

釜めし専門店として3年が経過し、集客というところでは伸び悩みもあり客層、ニーズを把握し季節の限定メニュー、デザート改善を継続している中でメニューをセットメニューから単品へと変更してきた。よりお客様のニーズにこたえられるよう計画的に準備、実施していくことで魅力あるもとし集客に繋げられるよう改善を図っていく。また、SNS（Instagram、ライン等）の地道な広報活動によりイベント「くうの日」も定着してきている。イベントの開催時には店舗外での販売には釜めし弁当を提供できるようにする。

#### ◆ばくばくぱん

職員負担を考えながら、店舗運営の形態を残しつつ、現在の販路を維持していく。また、休日外部の販売（イベント等）に積極的に参加し、外部にもっとばくばくぱんの認知を広げていく。世間のニーズとばくばくぱんの製造方針があっているため、国産小麦100%、天然酵母をもっと全面的に押し出し他事業所との差別化を図り売り上げ向上を目指す。

原材料高騰してきているため、価格・パン種類・仕入れ先の見直しも行っていく。昨年度に引き続き、レストラン班でのデザート提供、割引き券の配布を行い、レストランのお客さんもパン班に寄って頂けるような仕組み作りをしていく。また、シュトーレンの販売方法も再度検討して売り上げ向上につなげていく。

#### ◆雑貨班

コオログを自主製品として2年経ち、年々個人客への売り上げは増加傾向にある。昨年は飼育を失敗し種親を仕入れることになったため、今年度は更なる飼育体制の構築を重点的に行い、どの職員でも安定して数を増産できるようにしていく。

新しくイチジク、原木しいたけ、なめこを開始する。今年度から収穫が本格的に開始するため都度改善点を探し出し、1年間で基礎を構築していく。また、すべての利用者が小さなことでも関わられるように自助具や環境整備を積極的に行っていくと共に販路、販売等の仕組みを班全体で検討する。

各生産活動において、利用者の関わり、職員の負担と共に物価高騰で頭を悩ませているが原価、経費、利益を数値化して事業としての在り方を検証、評価し現状維持に捉われず見直し、整理を進める。

また、レクリエーション活動、余暇活動も新たな活動の幅が広がるような内容を利用者自治会で話し合いを持ち、取り入れていく。誕生日活動も定着してきており、誕生日がある月に実施する。

生産活動種目	年間目標売上（円）
ばくばくぱん	5,800,000円
れすとらんくう	4,160,000円
雑貨班	1,040,000円

生活介護利用者 月平均工賃（生産活動）
7,000円 ～ 10,000円以上

## 就労継続支援 B 型の事業展開

昨年度、新型コロナウイルスの影響もなくなり取引先の商社からの対応だけでは売り上げは低迷してしまった。長年の取引先との関係強固を進めるとともに新規顧客獲得も同様に進める。また、地元である豊橋市内の企業へ保存食、またノベルティー仕様での営業活動にも取り組んでいく。近年の製造コスト、販売コストの増額もあるが、より一層、コスト意識を高め、継続的な生産活動を実施し、平均工賃月額 45,000 円以上の継続を目指す。被災時の非常食としての需要が殆どであるが、非常食・防災食業界にも新たな技術や商品が見られる。将来的にも事業継続を意識した情報収集を行う上で、他法人（名古屋ライトハウス）との連携・協力を通して情報共有、営業・販売活動を積極的に進める。また、非常食以外の新たな提案方法や現状設備を活かした新たな製品開発等、検討を進めていく。製造体制においても利用者、職員共に固定化せず、安定、継続した製造体制の見直しを進める。

就労支援においても、関係機関と協力し、就労支援プログラムの作成（生産活動・コミュニケーションスキルの向上、健康管理 等）及び職場定着支援（職場訪問、他）にも対応する。

Pan-Kan 製造センター	年間目標売上 (円)	年間目標販売数 (缶)
	40,000,000円	160,000缶

就労継続 B 型利用者 月平均工賃 (生産活動)
45,000円以上

## 5. 利用者支援

### ◆個別支援計画

『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』支援体制を整えることで、利用者一人ひとりが、自信や誇り、達成感を得ること、役割が増え必要とされる存在となっていくこと、意欲や態度において前向きな変化が引き出されること、さらには人間としての成長がもたらされること、そして社会参加がより進んでいくことを目標とし、各事業の機能と目的に叶う生活支援、及び生産活動支援を行う。

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。個別支援計画書（生活介護個別支援計画、就労継続支援 B 型個別支援計画）に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C						E

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価  
A: アセスメント (利用開始前)

#### ◆諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、講師を依頼しての余暇活動、地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

クラブ活動（茶道、ダンス、料理、太鼓、絵画他）

上記生活介護プログラムの活動以外、特別活動として以下の行事等を利用者と共に計画、実施する。

- ・活動日 ※利用者自治会を主体に内容を設定する。（年間2回）
- ・誕生日活動 ・日帰り旅行 ・忘年会 ・作業班活動 ・イベント等への参加

#### ◆事業所外生活支援：宿泊体験(自律生活訓練)

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して、利用者の地域生活移行に向けた意識及び日常生活、社会生活技術を高めると共に、グループホームの体験利用等へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、「地域生活支援センターすたあと」、「共同生活支援ぱあとなあ」と協力して調整する。

#### ◆余暇活動支援

「地域生活支援センターすたあと」をはじめとする他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連携等により、利用者の余暇活動を支援する。

#### ◆家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

##### ①個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家族面談／見学日の実施、設定（3月～4月）

##### ②行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

## 6. 保健衛生・給食

#### ◆保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施

1月 : 問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

歯科検診 : (医師会協力)

嘱託医（小児科科）による健康確認（毎月）

毎日・毎月の健康チェック（検温） 毎月1回の血圧・体重測定（看護師対応）

感染症対策：新型インフルエンザ、コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

## ◆給食

実費（材料費・光熱水費）徴収の上、利用者に給食を提供する。

給食管理システムを活用しての献立の数値化、メニューの見直しを進め、魅力的な食事の提供と食環境を整え、安全な食材を使用し利用者の健康維持、増進を目的とする調理法の工夫等を行う。

## 5. 地域活動

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤（ソフト・ハード面共）の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。

### ◆地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

#### 1. ボランティアの受け入れ

ボランティアを受け入れる体制づくり、行事等のボランティアの募集・対応

#### 2. 特別支援学校生徒の「職業体験」「現場実習」等受入

#### 3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」

地域小・中・高校生徒の「福祉験学習」、「職業体験」等受入

#### 4. 日中一時支援事業の実施（定員：5名）

特別支援学校生徒（事業所利用希望者）を中心に生活介護事業所 奏楽と利用調整を行う。

#### 5. 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学を生活介護事業所 奏楽と調整し行う。

#### 6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。

事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケートの実施、及び相談日を設定する。

### ◆広報・啓発活動

#### 1. 機関紙“どりいむメッセージ”の配布・送付

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する  
定期刊行 年1～2回

#### 2. 内部広報紙の発行

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する

#### 3. 法人ホームページ、SNSの活用 リアルタイムの情報発信／情報公開

Instagram（インスタグラム）等 SNSの活用

Youtubeでの生産活動紹介動画公開

You tube動画への注力とHPでの情報公開、SNSでの細かな情報発信を行う。

#### 4. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

## ◆地域交流事業

### 1. 地域（校区）等行事への参加

豊橋まつり、善意フェスティバル、いきいきフェスタ、石巻校区文化祭等への参加など

### 2. 他施設・事業所、民間団体との交流

知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力

### 3. 隣接する小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流

文化祭等への参加、職業体験、実習等の受入れ、他

### 4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動

ボランティアサークルとの交流・協力、他

### 5. 地域における公益的取り組み

地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。

※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。

### 6. 地域と連携した災害対策

非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携する。

## 7. 環境整備

事業所開所から 20 年経過し、開所当初から使用している建物、設備、機器等も多い。設備、機器等の経年劣化に伴う点検、確認し計画的に改善、改修を行っていく。

店舗運営を中心とした事業所の特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。来客者にとって『安らぎ』『癒し』『出会い』の場であることを忘れず、常に魅力的な店舗であることを心掛け環境整備、明るく元気な挨拶を行う。

補助金、助成金等を活用して、改修（部分的な補修から大規模改修まで）、機器類の購入等を計画的に行う。

### 1. 計画的な建物管理 屋外木部補修、及び修繕

給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検

清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年 3 回

### 2. 事業所周辺緑化 敷地内法面の除草

### 3. 店舗内美化 ギャラリースペースの有効活用

### 4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つ

### 5. 公用車管理 車両清掃（内外）

## 8. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善を行う。

1. 防災訓練・学習（毎月1回）

防災、及び安全学習会：（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

防災訓練：（7月、9月、11月）

総合防災訓練・引き取り訓練（3月）

2. 利用者の安全学習

3. 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理 ※防災倉庫の管理

4. 防災自主点検実施：毎月1回

## 9. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

1. 事業所外研修

県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加  
他施設・事業所の活用

2. 事業所内研修

虐待防止研修 指定研修報告等  
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月）

3. 職域関連研修

指定研修及び職員希望により考慮

4. 自己啓発研修

指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ

## 10. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、童里夢が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。

利用者の権利を守り、童里夢が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、利用者自治会、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。